

9

長月（ながつき）



夜がだんだん長くなっていくことから
夜長の意。

9月の事務チェックポイント

- 全国労働衛生週間の準備月間にあたる。スローガンづくりなどを通じて、注意の喚起を図る。
- 10月に慰安旅行を予定しているところは、最終参加人数の確認と部屋割のチェックをしておく。宴会の演出・進行など、役割を与えた者との打ち合わせを怠らないように。
- 秋の交通安全運動に合わせて、安全運転、車両の整備状況をチェックする。
- 銀行の四半期ごとの資金計画に盛り込んでもらえるように、年末までの資金繰り計画を立て、不足分を割り出し、借入れを頼んでおく。
- 9月～10月にかけては、社員の異動シーズン。転勤により異動、結婚による家族の異動などについては健保・厚年の諸手続きなどの法定事務、住宅手当等の変更手続きなども必要。

9月の税務



提出期限	チェック欄	内 容
9月10日		8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
9月30日		7月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		1月、4月、7月、10月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		法人・個人事業所の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
		1月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
	消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞	

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！ （公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

< 9月セミナーのご案内 >

マイナンバー制度導入後の会社実務対応基礎講座

～労働・社会保険手続き・給与計算実務・法定調書実務はどう変わるのか～

日 時 平成26年 **9月12日（金）** 午後1時30分～4時30分

会 場 タスパークホテル 3階 会議室

講 師 特定社会保険労務士 小島 信一 氏

参加費 法人会会員1人1,000円 その他非会員1人3,000円

**会社の実務担当者が
何をすべきか？今の内の
押さえておきましょう！**